

事務所だより

第146号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

今月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省は、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めて、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるために実施されるものです。その取組概要は、次のとおりです。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
民間団体と連携して、47都道府県48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催する。
・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
自身にも関わるものとして、過労死等とその防止に対する

関心と理解を深められるように、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を図る。

2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行う。

〈過重労働解消キャンペーン概要〉

1 労使の主體的な取組を促す

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行う。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施する。
長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介する。

3 重点監督を実施する。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請

求が行われた事業場等や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの重点的な監督指導を行う。

4 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定する。

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、全国の道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働

相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催する。

企業が自主的に過重労働防止対策を推進することを目的に、10月から12月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催する。



過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省 人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

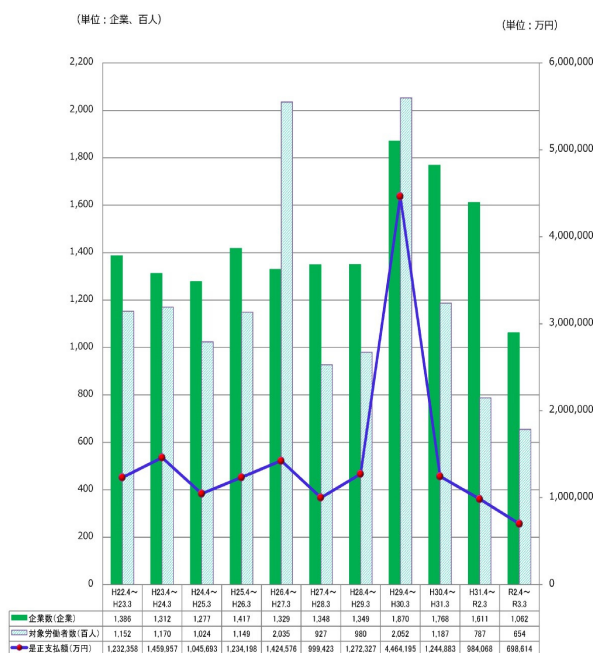
厚労省 過労死防止 Q 検索

監督指導による賃金不払残業の 是正結果(令和2年度)

厚生労働省は、「監督指導による賃金不払残業の是正結果(令和2年度)」として、労働基準監督署が監督指導を行った結果、令和2年度(令和2年4月から令和3年3月まで)に不払いとなっていた割増賃金が支払われたもののうち、支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめて公表しました。

令和2年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果

100万円以上の割増賃金の遡及支払状況(過去10年度分)



(1) 是正企業数1,062企業(前年度比549企業の減)

うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、112企業(前年度比49企業の減)

(2) 対象労働者数6万5,395人(同1万3,322人の減)

(3) 支払われた割増賃金合計額69億8,614万円(同28億5,454万円の減)

(4) 支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり658万円、労働者一人当たり11万円

監督指導の対象となった企業においては、賃金不払残業の解消のために様々な取組が行われています。

労災認定基準の 改正(脳・心臓疾患)

厚生労働省は、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正し、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」として、令和3年9月14日付で厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛てに通知しました。

脳・心臓疾患の労災認定基準については、前回の改正から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて、厚生労働省の「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」において検証など

を行い、令和3年7月16日に報告書が取りまとめられました。

厚生労働省は、この報告書を踏まえて、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正したものです。

新たな認定基準は、令和3年9月15日から適用されています。

【認定基準改正のポイント】

● 長期間の過重業務の評価に当たり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

● 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直し

● 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

● 対象疾病に「重篤な心不全」を追加

11月の労務手続 【提出先・納付先】

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出(10月以降に採用した労働者がいる場合)
【公共職業安定所】

○10月分源泉所得税・住民税の納付「郵便局または銀行」
30日
○10月分健保・厚生保険料の納付「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」
その他
○年末調整の申告書配布と回収

編集後記

先日、数十年ぶりに京都市動物園へ行きました。園内は歩きやすく、世代を問わず楽しめる園内の展示方法に感心しています。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com